

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針

令和2年5月15日（令和3年8月25日変更）

高島市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年4月7日、政府において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）に基づく緊急事態宣言が全国に発令され、一旦は、同年5月25日に宣言が解除されたが、その後もウイルスの変異や人流の動向から感染者数の増加に歯止めがかからず、現在は第5波とも称される厳しい局面となっている。

そうした中で、政府は令和3年8月31日までを期間として沖縄県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府の6都府県に発令していた緊急事態宣言を延長するとともに、新たに茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を加えた13都府県に広げ、その期間を9月12日までとされた。

また、8月31日までを期間として滋賀県を含む6道県に適用されていたまん延防止等重点措置の期間を9月12日まで延長するとともに、新たに10県を加えた16道県にその対象を広げられたが、さらに現時点では、感染の急拡大が見られる北海道や愛知県、岐阜県、三重県等について、緊急事態宣言地域への移行が検討されている状況にある。

本市においては8月8日以降、滋賀県のまん延防止等重点措置措置の対象地域となっており、今回その期間が延長されたことを受け、引き続き感染防止対策を推進するとともに、生活の日常化と経済活動の回復を目指す必要があることから、当面の対処方針を以下のとおり定めることとする。

1. 県と連携した事業者等への要請

（1）飲食店等に対する営業時間短縮の要請（特措法第31条の6第1項）

令和3年8月8日（日）～9月12日（日）

- ・対象施設：飲食店、遊興施設（接待を伴う飲食店等）、結婚式場
- ・5時から20時までの営業時間短縮を要請、酒類の提供を禁止

（2）商業施設に対する人数制限を含む入場者の整理等（特措法第31条の6第1項）

令和3年8月20日（金）～9月12日（日）

- ・対象施設：大規模小売店、ショッピングセンター、家電量販店等

(3) 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮の要請（特措法第24条第9項）

令和3年8月8日（日）～9月12日（日）

- ・20時までの営業時間短縮を要請（生活必需物資を除く。）
- ・対象施設：商業施設、イベント関連施設（集会施設等、運動施設、展示施設等）

2. 県の要請に基づく市の公共施設等の対応

(1) 琵琶湖岸の自然公園園地駐車場の閉鎖

令和3年8月7日（土）～9月12日（日）

- ・漁港・船溜まり、自然公園等の駐車場 44箇所

(2) 営業時間の短縮要請にともなう公共施設の閉館時間の変更

令和3年8月8日（日）～9月12日（日）

閉館時間を20時とする。

集会施設（公民館等）	20施設	展示施設（市民会館等）	3施設
運動施設	17施設	博物館等	3施設
複合施設	3施設	計	46施設

3. ワクチン接種および医療提供体制等について

(1) ワクチン接種の推進

新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるため、高島市モデルを独自に構築し、医療機関での個別接種、市が実施する集団接種、市商工会が主体となる職域接種の3チャンネルの接種方法を同時並行し、10月中旬を目途に希望される市民の方への接種完了をめざす。

1. 接種種別

①個別接種

5月17日（月）から開始。市内24医療機関で予約・接種

②集団接種

6月3日（木）から10月3日（日）

高島市コロナワクチン接種コールセンターを設置し、電話またはWEBで予約
市内公共施設6会場のうち2会場で毎週土曜・日曜に実施

③職域接種

8月21日（土）から10月10日（日）

会場：高島市役所、藁園本多医院

市商工会の会員事業所およびエッセンシャルワーカーを対象に実施

8月25日（水）から

市商工会の会員事業所の従業員等に加え、市民全般に広げて予約受付を開始

2. 対象者別接種券の送付状況

- ・施設入所者、従事者： 4月 1日（木）
- ・85歳以上の方： 5月10日（月）
- ・74歳～84歳までの方： 5月19日（水）
- ・70歳～74歳までの方： 5月25日（火）
- ・65歳～69歳までの方： 5月31日（月）
- ・基礎疾患のある方： 6月28日（月）～
- ・60歳～64歳までの方： 7月 1日（木）
- ・12歳～19歳までの方： 7月16日（金）
- ・20歳～59歳までの方： 8月 3日（火）
- ・職域接種の対象の方： 8月 3日（火）～

（2）市内の医療提供体制について

安定した診療・検査体制を確保するため、発熱などの症状がある場合には、まずはかかりつけ医や近くの診療所に電話で相談し、指定する方法により受診する。

高島市民病院では、第2種感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症患者の方の受け入れのため専用病床を確保し、県のコントロールセンターの要請により受け入れを行い必要な治療を行うほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、発熱外来を継続し、院内での迅速検査が可能な抗原定量検査およびPCR検査の実施により診療、検査体制の充実を図る。

また、院内感染防止のため、病院玄関でのトリアージの他、入院・手術予定患者への院内での抗原定量検査やPCR検査を継続して行い、安定した医療体制を確保する。

（3）自宅療養者に対する支援

新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者であって、自宅療養を余儀なくされる方については、保健所と連携し、その期間中必要となるゴミ出し等の生活支援を行う。

（4）新型コロナウイルス感染症の相談や受診について

受診や相談体制について、「息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれか

がある場合」や、「基礎疾患（持病）をお持ちの方で病状に変化があった場合等」は、まずは、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話等で相談を行い、かかりつけ医などにおいては診療可能な医療機関を案内する。

また、症状はないが新型コロナウイルス感染症が心配な方などからの一般的な相談は「一般電話相談窓口」（077-528-3637）を案内するとともに、その他の健康相談については、市役所健康推進課（0740-25-8110）で対応する。

4. 学校等について

（1）小中学校

○第2学期の始業に向けた対策について

8月30日（月）からの2学期の開始にあたり、以下のとおり感染リスクの高い教育活動を中止するとともに、保護者に対し感染防止対策の呼びかけを行う。

- ① 校外活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）の中止 9月末まで
- ② 全校的な学校行事（運動会、体育祭、文化祭等）の中止 9月末まで
- ③ 飛沫感染の可能性が高い学習活動の中止 9月末まで

・保健体育科における密集し、組み合ったり、接触したりする運動
・音楽科における合唱やリコーダー等の演奏、家庭科における調理実習

- ④ 部活動の中止 9月12日（日）まで

- ⑤ 感染防止対策に対する保護者への協力の呼びかけ

家族ぐるみの検温などの健康管理、児童生徒本人や同居家族に風邪等の症状がある等、感染が心配される場合の登校自粛を依頼。

上記のほか、文部科学省・県教育委員会が示すガイドラインおよび、高島市版『「新しい生活様式」を踏まえた学校の取り組み～学校における新型コロナウイルス感染症対策～』に基づき、感染防止対策を講じる。

○その他

- ・スポーツ少年団活動の中止要請

中学校における部活動中止に伴い、スポーツ少年団についても活動の中止を要請。
9月12日（日）まで

（2）保育園・幼稚園・認定こども園、学童保育等

厚生労働省・文部科学省・県健康医療福祉部が示すガイドラインおよび、市内小中学校における感染症対策に準じ、園児ができうる工夫と行動について十分留意した上で引

き続き感染症対策を講じることとする。

私立こども園や学童保育所等についても公立こども園等に準じた対応とする。

○まん延防止等重点措置に基づく対応

①運動会、保育参観、園外活動等の中止 8月30日(月)から9月末まで

②子育て支援センター(2か所)、子育て親子つどいの広場(6か所)の休所

8月30日(月)から9月12日(日)まで

③マキノ児童館および子育て支援施設もりっこの休館(学童保育を除く)

8月30日(月)から9月12日(日)まで

④赤ちゃん訪問の休止

9月末まで

⑤感染防止対策に対する保護者への協力の呼びかけ

家族ぐるみの検温などの健康管理、園児や同居家族に風邪等の症状がある等、感染が心配される場合の登園自粛を依頼。

5. 公共施設における感染症対策について

市が所管する公共施設については、国等が定めるガイドラインに基づき策定した、「感染症対策マニュアル」を遵守し適切な感染症対策を行う。

公共施設の利用者および管理者においては消毒を徹底するとともに、施設利用者に対しても、マスクの着用などの基本的な感染症対策の実施の他、各施設のマニュアルに応じた対策に協力を求める。

6. まん延防止対策について

(1) 不要不急の外出自粛の徹底(9月12日(日)まで)

- ・外出の自粛を徹底する(生活や健康の維持に必要な場合は除く)
- ・不要不急の都道府県間の移動の自粛。特に、緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来は自粛する。
- ・買い物の回数や人数を最低限とし、混雑する場所への外出機会を減らす。

(2) 基本的な感染対策の徹底

- ・感染対策の徹底(手洗い、マスクの着用、密の回避など)
- ・極力、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動する。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛する。
- ・家庭内でも、咳エチケット、こまめな換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒を実践する。

- ・ 家族以外の方と接する場面では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意する。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を積極的に活用する。

（3）災害時の避難行動

災害時の避難所における感染防止を徹底するため、以下の避難行動を推進する。

- ・ 避難所における「三つの密」を回避するため、在宅避難、縁故避難、避難所への避難等、安全な場所への分散避難を啓発する。
- ・ 広域避難所では、避難所指定職員が中心となり、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルに基づき運営を行う。

7. 市が主催する会議やイベント等について

会議やイベント等の開催については、国や県が示す方針を尊重しつつ、市民の健康と安全を守る観点から、3密の回避など基本的な感染症防止対策が確保できるよう次のとおり対応する。

（1）会議の開催における対策

- ・ 身体的距離を1 m以上（できれば2 m）確保し、3密を回避する。
- ・ マスクの着用やこまめな換気を義務づけ、会場には消毒液等を設置する。
- ・ 会議時間の短縮や電子会議等の方法により人と人との接触機会を少なくする。
- ・ 感染症対策を十分にとることができない場合には、開催の中止や延期を検討する。

（2）イベント等の開催における対策

地域行事をはじめとする各種行事の開催にかかる市の対応は、前項に記載する対策をはじめ万全な感染予防対策を講じることを前提として実施する。

（3）自治会や各種団体等が行う会議やイベントにおける対策

市内の各種団体等が主催する会議やイベントは、市の方針に準じて主催者において適切に対応いただくよう要請する。

8. 人権への配慮、社会課題への対応

- ・ 医療・福祉関係者、患者関係者などへの言われなき風評被害を防止するとともに、感染症に対する憶測やデマに惑わされない冷静な対処と人権尊重について啓発する。
- ・ 感染症に対して過剰に心配することなく、公的機関等が発信する正確な情報に基づき冷静な行動を要請する。

9. 庁内の対応

来庁者や職員の感染防止を図るため、次の対応を行うとともに、市職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、あらかじめ作成したマニュアルに基づき施設の消毒等を適切に行い、市民サービスの低下を防ぎます。

- ・執務中、会議ではマスクの着用を徹底します。
- ・会議の開催にあたっては、人と人との距離を保ち、余裕をもった会場とします。
- ・定期的に執務室の窓を開け、換気を行います。
- ・消毒液を複数個所に設置し、窓口カウンター等の消毒を適宜行います。
- ・来客カウンターにはアクリルパネルを設置し、窓口での飛沫を防止します。
- ・職員間の感染リスク低減のため、事務室内に飛沫防止パネルを設置します。

10. 感染症対策にかかる市の独自支援策

(1) 新たに実施する支援策（たかしま応援プロジェクト第8弾）

①「地域通貨アイカの配付による地域経済の活性化」

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により低迷している地域経済を活性化し、市民生活の安定を支援することを目的に実施（当支援策の実施は3回目）

《内容》

市民全員に一人当たり1万円分の地域通貨アイカを配布する

《対象》

令和3年11月1日現在、市内に住所を有する市民 約47,500人

《使用期間》

令和3年12月1日～令和4年5月31日（6か月間）

《予算額》

489,000千円（9月補正予算）

①「高島がんばる事業者サポート給付金」

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業収入が減少している事業者を支援し、市内での事業継続を支援することを目的に実施

《内容》

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入（売上）が減少した事業者に対し、1事業者あたり10万円の支援金を給付する。

《対象》

令和3年4月から令和3年9月のいずれかの月において、前年同月比または前々年同月比で事業収入（売上）が30%以上減少した市内に事業所等を有する事業者

《受付期間》

令和3年10月12日～令和4年1月31日

《予算額》

200,000千円（9月補正予算）

(2) これまでに実施した支援策（たかしま応援プロジェクト）

【第1弾】

「地域通貨アイカの支給（1人当たり1万円）」

- ・対象者 47,886人（20,505世帯）
- ・換金額 473,290千円

「図書カードの支給（1人当たり3千円）」

- ・対象者 0歳から18歳までの方
 - ・対象人数 6,398人（3,626世帯）
 - ・決算額 19,194千円
-

【第2弾】

休業要請に伴う県の感染拡大防止臨時支援金に、市が10万円を上乗せ

- ・支援金 中小企業 30万円（県20万円 市10万円）
個人事業主 20万円（県10万円 市10万円）
 - ・決算額 39,900千円（399事業者）
 - ・休業要請期間 令和2年4月25日～5月6日
-

【第3弾】

各家庭や事業者の負担の軽減を図るため、外出自粛を強く要請してきた4月・5月の2か月分の水道料金および下水道使用料の基本料金分を免除する。

- ・減免額 水道料金（6月請求分） 34,039千円
下水道使用料（7月請求分） 51,496千円
-

【第4弾】

「高島がんばる事業者サポート給付金」

令和2年1月以降の任意の期間（1ヶ月）において、事業収入（売上）が前年同月に比べて30%以上減少している事業者に対して一律10万円を支給する。

- ・給付金 159,500千円（1,595事業者）

「団体客誘致支援助成金」

宿泊事業者が自ら行う宿泊を伴う校外学習や合宿などの団体客へ誘致活動を支援することにより、市内での宿泊業の事業継続を図る。

- ・団体客1人1泊につき500円、バス1台につき5万円を支給
 - ・助成金 16,256千円
宿泊延人数 13,112人 バス台数 194台
-

【第5弾】

「新生児特別定額給付金」

国の特別定額給付金の対象とならなかった、令和2年4月28日以降に出生した方を対象に1人当たり10万円を給付する。

- ・決算額 21,100千円
 - ・対象者 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた新生児
-

「指定管理施設運営支援交付金」

本年4月から5月にかけて発令された緊急事態宣言に伴い、指定管理施設での影響を踏まえ、緊急的な支援を行い公共施設および行政サービスの維持を図る。

- ・過去3か年の4月～6月分に係る収支平均額と本年の収支実績の差額を支援。

- ・決算額 54,800千円 農業振興施設 2施設 7,700千円
観光振興施設 9施設 47,100千円

【第6弾】

「インフルエンザ予防接種費用助成」

新型コロナウイルスの拡大期と季節性インフルエンザの流行期が重なった場合の医療現場での混乱を抑制するため、インフルエンザワクチン予防接種費用の一部を助成。

- ・決算額 27,009千円（内市上乗せ分 8,915千円）

- ・対象者 65歳以上の方等

1人あたり1,300円の個人負担分を助成し、無料とする。

義務教育以下の子どもおよび妊婦の方

接種ごとに2,000円を助成

- ・実施期間 令和2年10月1日から令和3年2月28日まで
-

【第7弾】

「地域通貨アイカの配付による地域経済の再活性化」

- ・地域通貨アイカの支給（1人当たり5千円）

予算額 254,579千円 対象者 47,289人（20,684世帯）

「キャッシュレス決済たかしま応援プレミアムポイント還元事業」

非接触型支払いツールである、キャッシュレス決済の普及促進をはかるため、高島市内の加盟店にて、支払いをすると最大30%のポイントボーナスを付与

予算額 50,000千円

「団体客誘致支援助成金」

宿泊事業者が自ら行う宿泊を伴う校外学習や合宿などの団体客へ誘致活動を支援することにより、市内での宿泊業の事業継続を図る。

予算額 35,000千円

団体客1人1泊につき500円、バス1台につき5万円を支給

「たかしま学生エール便」プロジェクト

コロナ禍の中市外で一人暮らしをする本市出身の学生を応援するため市内の特産品を贈る。

予算額 4,693千円

以上